

死刑制度の廃止に向けて議論を進めることを求める決議

決議の趣旨

当会は、日本政府に対して、漫然と死刑執行を繰り返していることに強く抗議するとともに、直ちに死刑の執行を停止し、死刑制度についての詳細な情報を市民に開示して、死刑制度の廃止に向けての全社会的議論を開始することを求める。

決議の理由

1 死刑制度の持つ問題点

(1) 誤判の可能性があること

死刑制度には誤判の場合には取り返しが付かないという問題がある。4つの死刑確定事件（免田・財田川・松山・島田各事件）について再審無罪判決が確定したことから明らかなように、死刑判決にも冤罪が存在している。犯人であることに間違いはなくても、責任能力や情状に関する事実認定や評価を誤り、間違っただけで死刑にしてしまう場合もある。また、日本の裁判での死刑と無期懲役の適用基準は極めて曖昧であり、同一の事件で裁判所によって死刑と無期懲役に判断が分かれる場合もある。そして、ひとたび死刑判決が確定すると、死刑確定者の外部交通は厳しく制限され、再審請求に国選弁護人を請求することもできないなど再審による救済制度も不十分であると言わざるを得ない。

誤判のない裁判を追求すべきことは言うまでもない。しかし、どれほど完全な制度を追求したとしても、人間が裁判を行う以上、刑事裁判から誤判を完全になくすことはできない。

死刑制度が存続している限り、誤判による死刑判決が下され、誤った執行がなされることは避けられない。そして、ひとたび誤った死刑執行がなされたときには、失われた命をどのようにしても回復できない。

そのような取り返しの付かない間違いを犯してしまう刑罰は廃止されるしかないものである。

(2) 世界的にも死刑制度は廃止へと向かっていること

1990年（平成2年）当時、死刑廃止国は世界で80カ国であった。しかし、2012年（平成24年）10月現在、世界198カ国のうち、あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国が97カ国、通常の犯罪に対して死刑を廃止している国が8カ国、10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国が35カ国あり、世界の3分の2以上にあたる140カ国が事実上の死刑廃止国となっている。いわゆるG8諸国で国家として死刑制度を存置しているのは日本のみである。日本とともに死刑存置国と位置付けられるアメリカ合衆国においても、州によって死刑制度の存廃は分かれている。2012年度（平成24年度）中に死刑が執行されたのは9つの州のみであり、すでに18の州で法律上死刑制度が廃止されている。国際社会では、死刑制度は縮小から廃止へと確実に向かっているのである。

こうした国際社会の情勢を背景に、国連拷問禁止委員会は、2007年（平成19年）5月、日本に対し、「死刑を言い渡された人々に関する国内法における多くの条項が、拷問あるいは虐待に相当し得るものであることに深い懸念を有する。」として、

「死刑の執行をすみやかに停止し、かつ、死刑を減刑するための措置を考慮すべきであり、恩赦措置の可能性を含む手続的な改革を行うべきである。」との勧告を行っている。そしてこれに続く2008年（平成20年）10月には、国連人権（自由権）規約委員会において、日本に対し、「世論調査の結果如何にかかわらず、死刑廃止を前向きに考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである。」との勧告が発せられており、さらに国連総会でも、2007年（平成19年）、2008年（平成20年）、2010年（平成22年）及び2012年（平成24年）の4回にわたり、日本を含む死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議が採択されている。死刑制度に対する政府の態度は、国際社会でも批判的に注目される対象となっているのである。

2 日本政府の状況

政府は、2010年（平成22年）8月6日、「死刑の在り方についての勉強会」を発足させ、2012年（平成24年）3月9日、その「取りまとめ報告書」を発表した。同報告書は、死刑制度についての廃止論及び存置論の主な主張について紹介した上で、「現時点で本勉強会として、結論のとりまとめを行うことは相当ではない」、「国民の間で更に議論が深められることが望まれる」と指摘している。ところが、それ以後、政府は、死刑制度に関する全社会的な議論を行うための措置を一切講じようとしないうまま、漫然と死刑執行を続けている。また、同勉強会では、執行の告知の在り方を含めた死刑執行の問題や執行に関する情報提供の在り方などの問題についても検討事項として掲げているが、それらの問題は検討未了のままである。死刑執行について、執行に至るまでの検討の経過や結果は一切明らかにされておらず、政府が死刑制度に対し、国際社会から求められている責務を果たしているとは到底いえない。

政府は、世論が死刑制度を支持していることを死刑制度維持、死刑執行の根拠としている。しかし、死刑制度についての十分な情報開示や議論も行われないうままに、悲惨な犯罪結果のみが報道される中での世論調査結果では、死刑制度について熟慮した上での意見を反映しているとは言えない。

3 当会が求めること

人の生命はもっとも基本的かつ根源的な人権であり、なによりも尊重されなければならない。あらゆる生命は、犯罪や戦争によって奪われてはならないのと同じように、刑罰によっても奪われてはならない。人は必ず間違える。たとえ裁判の結果であったとしても、その裁判は人が行うものである以上、そこには必ず誤りがありえる。誤る可能性のある裁判によって人の生命を奪うことは決して許されない。

基本的人権の擁護を使命とする弁護士として、政府に対して、死刑執行を繰り返していることに強く抗議するとともに、直ちに死刑の執行を停止し、死刑制度の適用基準、死刑確定囚の処遇、死刑の執行基準・執行方法、死刑についての国際的な状況、死刑制度を廃止した諸外国の状況などの死刑制度についての詳細な情報を市民に対して開示し、死刑制度の廃止に向けての全社会的議論を進めていくことを求めるものである。

2013年（平成23年）6月26日

京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会
代 表 堀 和 幸